

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月20日
【会社名】	積水化学工業株式会社
【英訳名】	Sekisui Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 加藤 敬太
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満二丁目4番4号
【電話番号】	06-6365-4105
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営管理部長 西田 達矢
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
【電話番号】	03-6748-6460
【事務連絡者氏名】	執行役員 法務部長 福富 直子
【縦覧に供する場所】	積水化学工業株式会社東京本社 ※ (東京都港区虎ノ門二丁目10番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主等の縦覧の便宜のために備えるものであります。

1【提出理由】

2025年6月20日開催の当社第103回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金42円 配当総額 17,578,517,880円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役として、高下貞二、加藤敬太、清水郁輔、平居義幸、吉田匡秀、浅野 陽、村上和也、大枝宏之、野崎治子、肥塚見春、宮井真千子、畑中好彦の12氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、坂井道生氏を選任する。

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容改定の件

社外取締役を除く取締役を対象とした株式報酬制度における信託金の上限額を、3事業年度で330百万円より630百万円に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成割合）
第1号議案	3,398,509	1,446	1,112	（注）1	（注）2 可決（99.91%）
第2号議案				（注）1	（注）2
高下 貞二	3,253,472	136,325	11,309		可決（95.65%）
加藤 敬太	3,305,998	83,798	11,309		可決（97.19%）
清水 郁輔	3,320,968	77,518	2,623		可決（97.63%）
平居 義幸	3,320,961	77,525	2,623		可決（97.63%）
吉田 匡秀	3,322,487	77,511	1,112		可決（97.68%）
浅野 陽	3,311,442	88,556	1,112		可決（97.35%）
村上 和也	3,322,397	77,601	1,112		可決（97.68%）
大枝 宏之	3,370,196	28,293	2,623		可決（99.08%）
野崎 治子	3,386,424	12,066	2,623		可決（99.56%）
肥塚 見春	3,386,982	11,508	2,623		可決（99.57%）
宮井 真千子	3,388,142	11,461	1,511		可決（99.61%）
畑中 好彦	3,371,226	27,264	2,623		可決（99.11%）
第3号議案				（注）1	（注）2
坂井 道生	3,356,588	43,376	1,112		可決（98.68%）
第4号議案	3,346,174	49,238	5,701	（注）1	（注）2 可決（98.37%）

（注）1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案および第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上